



島根県報

平成20年 8月12日 (火)
第 2,008 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (2 件)	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく特定鳥獣管理計画の変更に係る公聴会の開催	(森 林 整 備 課)	3

雑 報

危険物取扱者試験の実施	(消 防 防 災 課)	3
-------------	---------------	---

告 示

島根県告示第673号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団正心会 松北診療所	松江市下東川津町251 - 1	平成20年 8月 1日

島根県告示第674号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
下山接骨院	松江市浜乃木 4 - 5 - 1 浜乃木ビル103	平成20年 7月23日

島根県告示第675号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成20年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社 加藤薬局	松江市米子町52	平成20年7月8日

島根県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 アダチ	松江市宍道町佐々布2145番地109	通所介護	ふれあいセンター友愛	松江市宍道町佐々布2145-172	平成20年7月28日
株式会社 ファーマシィ	広島県福山市沖野上町4丁目23番27号	居宅療養管理指導	まごころ薬局	出雲市武志町733-4	平成20年7月28日
株式会社 ファーマシィ	広島県福山市沖野上町4丁目23番27号	居宅療養管理指導	ファーマシィひかわ薬局	簸川郡斐川町直江町4897-3	平成20年7月28日
株式会社 ファーマシィ	広島県福山市沖野上町4丁目23番27号	居宅療養管理指導	ファーマシィすこやか薬局	出雲市塩冶町1539-60	平成20年7月28日
医療法人 仁寿会	邑智郡川本町川本383番地1	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設 仁寿苑	邑智郡川本町川本381番地4	平成18年9月1日
有限会社 百年くらぶ	大田市大田町大田イ376-1	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所七色館・雪見の里	大田市大田町大田イ375-3	平成20年7月29日
有限会社 百年くらぶ	大田市大田町大田イ376-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所七色館・雪見の里	大田市大田町大田イ375-3	平成20年7月29日
有限会社 かなぎ薬局	浜田市金城町七条八405-8	居宅療養管理指導	かさから調剤薬局	浜田市笠柄町61番地	平成20年7月29日

島根県告示第677号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成20年8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
医療法人社団正心会松北診療所	松江市下東川津町251-1	精神通院医療	平成20年8月1日

いきいき. クリニック	松江市東津田町1768 - 2	育成医療 更生医療	平成20年 8月 1日
三隅さんさん薬局	浜田市三隅町西河内480 - 8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 8月 1日

島根県告示第678号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項及び第14条第4項において準用する第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成20年 8月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
9月 4日	13時30分～	松江市殿町 1 島根県庁会議棟第 1 会議室	1 特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟 の制限の一部解除について 2 特定鳥獣保護管理計画の変更につい て

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成20年度第2回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成20年 8月12日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成20年11月16日（日） 午前の試験 9時45分から

午後の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成20年 9月16日から 9月30日まで（郵送の場合は、9月30日の消印有効。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部、各地区危険物保安協会

(2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問い合わせ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242